令和８年（フ）第３１１号
茨城県東茨城郡茨城町大字長岡3814番地16
債務者　山口　美樹
1　決定年月日時　令和８年９月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月９日まで
水戸地方裁判所

令和８年（フ）第２８３号
埼玉県東松山市石橋2016―６レオネクストエスペランサ202号室、住民票上の住所埼玉県熊谷市飯塚1533番地６
債務者　藤原　裕樹
1　決定年月日時　令和８年９月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月９日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

令和８年（フ）第６７１号
川崎市川崎区桜本２丁目17番４号　真和ハウス　28
債務者　保科　真人
1　決定年月日時　令和８年９月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月９日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

令和８年（フ）第６７７号
川崎市高津区千年92番地　市営住宅　５―212
債務者　伊藤　菊江
1　決定年月日時　令和８年９月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月９日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

令和８年（フ）第７０８号
川崎市中原区上丸子天神町372番地２　第二梅田レジデンス　106
債務者　青木　瑠美
1　決定年月日時　令和８年９月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月９日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

令和８年（フ）第３２４号
新潟市東区松崎２丁目29番27号　アドニス103号
債務者　遠藤　　恵
1　決定年月日時　令和８年９月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月９日まで
新潟地方裁判所民事部

令和８年（フ）第４２３号
新潟市西蒲区巻甲4513番地４
債務者　猪俣　信子
1　決定年月日時　令和８年９月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月９日まで
新潟地方裁判所民事部

令和８年（フ）第１８２号
長野市篠ノ井塩崎6922番地１
債務者　伊賀　啓臣
1　決定年月日時　令和８年９月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月９日まで
長野地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第４２号
長野県飯田市時又749番地２
債務者　今村英威斗
1　決定年月日時　令和８年９月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月９日まで
長野地方裁判所飯田支部

令和８年（フ）第３８６号
岐阜県各務原市鵜沼羽場町６丁目11番地２（ＡＸＩＳ　Ａ棟102）
債務者　服部　生男
1　決定年月日時　令和８年９月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月９日まで
岐阜地方裁判所

令和８年（フ）第４５５号
静岡市駿河区下島138番地の２　シェルブール下島105号
債務者　増田　仁美
1　決定年月日時　令和８年９月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月９日まで
静岡地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第４４６号
兵庫県姫路市玉手１丁目21番地　アバンツァート玉手Ⅰ　204号
債務者　藤　　哉斗
1　決定年月日時　令和８年９月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月９日まで
神戸地方裁判所姫路支部

令和８年（フ）第４９６号
兵庫県高砂市荒井町日之出町４番５号
債務者　長岡　和司
1　決定年月日時　令和８年９月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月９日まで
神戸地方裁判所姫路支部

令和８年（フ）第１２４号
奈良県大和高田市西三倉堂１丁目11番35号第２パールハイツ102号、前住所北海道札幌市中央区南11条西１丁目４番21―201号
債務者　吉川　幸治
1　決定年月日時　令和８年９月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月９日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

令和８年（フ）第１９３号
奈良県御所市大字小林120番地の21、住民票上の住所奈良県御所市大字小林605番地の３
債務者　北川　建次
1　決定年月日時　令和８年９月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月９日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

令和８年（フ）第９３号
鳥取県鳥取市滝山422番地６　ビレッジハウス滝山１号棟209号、旧住所鳥取県鳥取市桂見623番地60、鳥取県鳥取市浜坂東１丁目１番３号　アジアハイツ
債務者　梅本　光希
1　決定年月日時　令和８年９月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月９日まで
鳥取地方裁判所民事部

令和８年（フ）第５３５号
岡山市北区青江三丁目６番７号　ヌーベル青江102号
債務者　高峰　　清
1　決定年月日時　令和８年９月10日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月９日まで
岡山地方裁判所第３民事部